

サイクリングおおいたロゴマーク使用要領

第1（趣旨）

この要領は、大分県が取り組んでいるサイクルツーリズムを広く周知するために、民間企業等がロゴマークを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

第2（デザイン）

サイクリングおおいたロゴマークのデザインについては、別添の「サイクリングおおいたロゴイメージ」による。

第3（使用届）

ロゴマーク等を使用しようとするものは、あらかじめ「サイクリングおおいた」ロゴ使用届出書に必要な書類を添付して、観光誘致促進室長に提出する。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- （1）大分空港利用促進期成会（以下、期成会という）の理事及び会員が使用するとき。
- （2）大分県部等設置条例（昭和27年大分県条例第71号）により設置された部、会計管理局、警察本部、教育庁、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、議会事務局及び大分県企業局並びに大分県病院局が使用するとき。
- （3）公益社団法人ツーリズムおおいたが使用するとき。
- （4）その他観光誘致促進室長が適当と認めるとき。

第4（届出の受理）

前条の規定による届出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、届出を受理するものとする。

- （1）県が取り組むサイクルツーリズムの正しい理解の妨げになるとき。
- （2）ロゴマーク等を正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- （3）法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- （4）特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- （5）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- （6）その他観光誘致促進室長が不適當と認めるとき。

第5（使用料）

使用料は無料とする。

第6（使用の禁止）

ロゴマーク等の使用方法等について、観光誘致促進室長が不相当と認める場合は、その使用を禁止するものとする。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成31年4月26日から施行する。